

短期入所療養介護(ショートステイ)利用料金

①

医療法人 景雲会
介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

介護保険対象サービスの自己負担額 (1割)

| 項目 | 基本料金 | 摘要 | |
|-----------------------------|----------|--|--------------------------|
| 介護度 | 要介護 1 | 827円/日 | |
| | 要介護 2 | 876円/日 | |
| | 要介護 3 | 939円/日 | 短期入所 1日当りの自己負担額 【多床室利用者】 |
| | 要介護 4 | 991円/日 | |
| | 要介護 5 | 1,045円/日 | |
| | 要介護 1 | 752円/日 | |
| | 要介護 2 | 799円/日 | |
| | 要介護 3 | 861円/日 | |
| | 要介護 4 | 914円/日 | |
| | 要介護 5 | 966円/日 | |
| 特定介護老人保健施設 | 650円/日 | 3時間以上4時間未満 | |
| 短期入所療養介護費 | 908円/日 | 4時間以上6時間未満 | |
| (日帰りショート) | 1,269円/日 | 6時間以上8時間未満 | |
| 在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(I) | 34円/日 | 在宅復帰・在宅療養支援が基準に適合する場合(基本型) | |
| 在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(II) | 46円/日 | 在宅復帰・在宅療養支援が基準に適合する場合(在宅強化型) | |
| 夜勤職員配置加算 | 24円/日 | 夜勤職員の配置基準を満たしている場合 | |
| 個別リハビリテーション実施加算 | 240円/日 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合 | |
| 認知症ケア加算 | 76円/日 | 日常生活に支障を来すような症状・行動又は意志疎通の困難な方 | |
| 認知症行動・心理症状 緊急対応加算(7日を上限) | 200円/日 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に利用することが適当であると判断した場合(*1) | |
| 緊急短期入所受入加算 | 90円/日 | 計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合 | |
| 若年性認知症利用者 受入加算① | 120円/日 | 若年性認知症利用者に対して、短期入所療養介護を行った場合(*1との併用不可) | |
| 若年性認知症利用者 受入加算② | 60円/日 | 若年性認知症利用者に対して、短期入所療養介護を行った場合(特定介護老人保健施設短期入所療養介護利用の場合*1との併用不可) | |
| 重度療養管理加算 | 120円/日 | 医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。 | |
| | 60円/日 | : (1日のみの利用時) | |
| 送迎加算 | 184円/回 | 片道料金、送迎範囲は施設が定める通常の範囲 | |
| 総合医学管理加算 | 275円/日 | 治療管理を目的とし、指定短期入所療養介護を行った場合(7日を上限) | |
| 療養食加算 | 8円/回 | 食事の内容が管理栄養士に管理され入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合 | |
| 認知症専門ケア加算(I) | 3円/日 | 介護を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上の場合 | |
| 認知症専門ケア加算(II) | 4円/日 | 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している | |

| | | |
|-----------------|--------|--|
| 緊急時治療管理 | 518円/日 | 入所者の病状が重篤となり救急医療が必要となる場合 |
| 特定治療 | 診療報酬 | リハビリテーション・処置・手術・麻酔又は放射線治療を行った場合 |
| 介護職員処遇改善加算 | (Ⅰ) | 所定単位数にサービス加算率を乗じた単位で算定 所定単位×39/1000 |
| | (Ⅱ) | 所定単位×29/1000 |
| | (Ⅲ) | 所定単位×16/1000 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | (Ⅰ) | 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 所定単位×21/1000 |
| | (Ⅱ) | 所定単位×17/1000 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22円/日 | 介護職員の総数のうち①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18円/日 | 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6円/日 | 介護職員の総数のうち①介護福祉士50%以上 ②常勤75%以上③勤続7年以上30%以上 |
| 令和3年9月30日まで上乗せ分 | | 新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位×1/1000 |

※上記の他、所要のサービスを提供した場合には、厚生労働省告示に基づき利用料をいただきます。

その他の費用(ご利用の方のみいただきます。)

| | | |
|--------------|----------|-------------------------------|
| 食事療養費 | 1,930円/日 | 内訳 朝食 580円 昼食 670円 夕食 680円 |
| * 食材費(特別な食事) | 実 費 | 特別のメニューの食事を選定した場合 |
| 日用消耗品費 | 250円/日 | シャンプー・石鹸・クリーム・ティッシュペーパーなど |
| 教養娯楽費 | 200円/日 | クラブ活動材料等 |
| 居住費 i | 1,640円/日 | 個 室(認知症専門棟を利用の方は多床室の居住費をいただく) |
| 居住費 ii | 420円/日 | 多床室(2人部屋も含む) |
| 個室利用料 | 4,400円/日 | 個室利用の場合(ただし、認知症専門棟利用者を除く) |
| 二人部屋利用料 | 2,200円/日 | 2人部屋利用の場合 |
| 送迎に要する費用 | 22円/km | 通常の送迎実施区域以外の場合で当該区域からの分 |
| * 洗濯代(私物) | 実 費 | 原則家族持ち帰り 希望者は委託業者と直接契約 |
| * 理容代 | 実 費 | 委託業者 |

※その他、本人希望の消耗品、趣向品については別途実費にていただきます。

※頭部に*のある項目については、消費税の対象となります。